



自動車保険 重要事項説明書

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、自動車保険に関する重要な事項を説明しております。必ずお読みいただきますようお願いいたします。

■お客さまが自ら所有・使用されるお車のご契約台数が10台以上(他の保険会社でのご契約を含みます。)ある場合のご契約(フリート契約といえます。)や、販売用自動車・受託自動車等のご契約は、お取扱いが異なりますので、代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約集でご確認ください。

▶ご契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

▶ご契約時にWeb約款をご選択いただいたお客さまは、普通保険約款・特約集の内容は、Web約款でご確認ください。

平成24年10月1日および平成24年1月1日に商品・料率改定を行いました。改定内容につきましては、別途「商品改定のご案内」をご参照ください。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または弊社までお問合わせください。



▼この重要事項説明書は、大きく2つの内容で構成されています。

I 契約概要のご説明 P2 ~ P8

ご契約に関して、特にご確認ください事項を記載しています。

- 1 商品の仕組みおよび引受条件等 2
- 2 保険料 5
- 3 保険料の払込方法 8
- 4 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金 8

サービスのご案内 8

II 注意喚起情報のご説明 P9 ~ P13

ご契約に関して、ご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。

- 1 保険責任開始期 9
- 2 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) 9
- 3 複数のご契約があるお客さまへ 9
- 4 保険金をお支払いできない主な場合 9
- 5 保険料の払込猶予期間等の取扱い 10
- 6 お客さまに関する情報の取扱い 10

ご契約後のご注意

- 7 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について) 10
- 8 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 11
- 9 お車の入替の取扱い 11
- 10 解約と解約返れい金 11
- 11 ご契約の中断制度 11
- 12 万一、事故が発生した場合の手続き 12
- 13 保険会社破綻時の取扱い 13

ご契約内容の確認にあたって 14

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

弊社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-721101

※受付時間[平日AM9:00~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※おかけ間違いにご注意ください。

事故・故障が発生した場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-024024

24時間 24時間

※受付時間 [365日24時間]
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

弊社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター **【ナビダイヤル】0570-022808**

※受付時間[平日AM9:15~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]
※通話料はお客さまのご負担となります。
※携帯電話からもご利用いただけます。
※PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

I 契約概要のご説明

ご契約に関して特にご確認ください事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の種類

この説明書では、**【タフ・クルマの保険】** **【タフシンプル・クルマの保険】** **【タフビス事業用自動車総合保険】** および自動車所有されていない方が他人の自動車を運転する場合の保険である **【ドライバー保険】** を説明しております。

② 補償の内容等

弊社の自動車保険の補償内容は大きく分けて、4つの基本となる補償により構成されています。保険種類により補償される内容が異なりますので、十分ご確認ください。

[◎自動的にセットされます/○ご希望によりセットできます(別途保険料が必要です)/×セットできません]

基本となる補償	保険種類	タフ・クルマの保険	タフシンプル・クルマの保険	タフビス事業用自動車総合保険	ドライバー保険
事故により相手の方を死傷させた場合の補償	対人賠償責任保険	◎	○	○	○
事故により相手のものを壊した場合の補償	対物賠償責任保険	◎	○	○	○
事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償	人身傷害保険	◎	○	(車内人身傷害保険)	×
	傷害一時金給付保険	○	×	×	×
	搭乗者傷害保険	○	○	○	○(搭乗者傷害特約)
事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償	車両保険	○	○	○	×

【タフ・クルマの保険】・無保険車傷害保険が自動的にセットされます。

【タフシンプル・クルマの保険】・対人賠償責任保険・対物賠償責任保険のいずれかを必ずセットいただきます。
・対人賠償責任保険をセットする場合、自損傷害特約(人身傷害保険をセットする場合はセットされません)および無保険車傷害特約が自動的にセットされます。

【タフビス事業用自動車総合保険】・対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・車両保険のいずれかを必ずセットしていただきます。
・対人賠償責任保険および車内人身傷害保険をあわせてセットする場合、車内無保険車傷害特約が自動的にセットされます。
・対人賠償責任保険をセットし、車内人身傷害保険をセットされない場合は、車内無保険車傷害特約および自損傷害特約をご希望によりセットできます(別途保険料が必要です)。

【ドライバー保険】・対人賠償責任保険・対物賠償責任保険のいずれかを必ずセットいただきます。
・対人賠償責任保険をセットする場合、自損傷害保険が自動的にセットされます。

(1) 保険金を「お支払いする主な場合」と「お支払いできない主な場合」

補償項目	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
事故により相手の方を死傷させた場合の補償	対人賠償責任保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって生じた損害 台風、洪水、高潮によって生じた損害 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負担することによって生じた損害 次のいずれかの方が死傷された場合の損害 <p>①記名被保険者 ②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ③被保険者の父母、配偶者または子 ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします)に従事する従業員 ⑤被保険者の使用者の業務に従事する他の従業員、ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、 なお、ご契約のお車の所有者が個人の場合で、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用しているときに、同じ使用者の業務に従事する他の従業員を死傷させたことにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いいたします。</p>
事故により相手のものを壊した場合の補償	対物賠償責任保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって生じた損害 台風、洪水、高潮によって生じた損害 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負担することによって生じた損害
人身傷害保険	人身傷害保険 自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方(※1)が死傷した場合、保険金額の範囲内で普通保険約款に定める損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いいたします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの方が所有、使用または管理する財物の損壊 <p>①記名被保険者 ②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ③被保険者またはその父母、配偶者もしくは子</p>
事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償	傷害一時金給付保険 人身傷害保険の保険金支払対象事故により、ご契約のお車に乗車中の方(※1)が、傷害を被った場合に、治療日数(※2)や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いいたします。 ・治療日数が4日以内の場合…1万円 ・治療日数が5日以上の場合…下表のとおり なお、同一事故により被った傷害が下表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの保険金支払額のうち、もっとも高い金額をお支払いいたします。 (支払額表)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害・傷害 極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方に生じた損害・傷害 無免許運転の場合、酒気帯び運転の場合または麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人について生じた損害・傷害 被保険者が、自動車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害・傷害 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害・傷害 <p>等</p> <p>既に存在していた身体の障害または病気の影響により、おケガの程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いいたします。</p>

※表は次ページに続きます。
※すべての補償項目において保険金をお支払いできない主な場合については、次ページに記載しています。
※表中の(※1)~(※2)の説明等は、次ページに記載しています。

(1) 保険金を「お支払いする主な場合」と「お支払いできない主な場合」(続き)

補償項目	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方(※3)またはご契約のお車の所有者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、保険金をお支払いいたします。 人身傷害保険がセットされている場合は、人身傷害保険で補償されます。	・被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害・傷害 ・極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方に生じた損害・傷害 ・無免許運転の場合、 酒気帯び運転 の場合または麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人について生じた損害・傷害 ・被保険者が、自動車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害・傷害 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害・傷害 ・(無保険車傷害特約の場合)台風、洪水、高潮によって生じた損害 等
事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償	賠償資力が十分でない無保険車との事故により、ご契約のお車に乗車中の方(※1)が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。 自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷した場合に、ご契約時に取り決めた条件(※4)に基づいて保険金をお支払いいたします。(※5)	・既に存在していた身体の障害または病気の影響により、おケガの程度が小さくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いいたします。
事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償	ご契約のお車が衝突、接触等の事故(※6)によって損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。	・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ・無免許運転の場合、 酒気帯び運転 の場合または麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、よけ、さび、その他自然の消耗による損害 ・故障損害 ・国または公共団体の公権力行使によって生じた損害 ・タイヤ(チューブを含みます)の単独損害(火災もしくは盗難による損害は除きます) ・ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(火災による損害は除きます) ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 等

すべての補償項目において保険金をお支払いできない主な場合

- ・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害(※1)・傷害
 - ・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
 - ・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用すること(※2)によって生じた損害・傷害
- (※1)車両保険(一般補償)をセットいただいた場合、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットいただくことで、地震等保険金をお支払いいたします(特約の概要についてはP4をご覧ください)。
 (※2)レース場等で開催される安全運転講習会等も含みますのでご注意ください。

- ・次のいずれかのことがあった場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合、そのことが生じた時以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。
 - ①弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③上記のほか、①および②と同程度に弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

「お支払いする主な場合」・「お支払いできない主な場合」の詳細は、普通保険約款の各条項および各特約の「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない場合」に記載されておりますのでご参照ください。

(※1) タフ・クルマの保険、タフシンプル・クルマの保険の場合、次の①～③の方は、歩行中の自動車事故やご契約のお車以外で普通保険約款記載の条件を満たす自動車(以下、他のお車といえます)に乗車中の自動車事故も補償対象となります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

なお、人身傷害保険・傷害一時金給付保険については、ご契約のお車に乗車中の方以外に次の方も被保険者となります。

- ・上記①～③の方が自ら運転者として運転中の他のお車に乗車中の方(ただし①～③の方の使用者の業務(家事を除きます)のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます)【タフ・クルマの保険、タフシンプル・クルマの保険】
- ・ご契約のお車の自動車事故により死傷し、かつ、自動車損害賠償保障法(以下、自賠法といえます)第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、次の①または②に定める方【タフ・クルマの保険、タフシンプル・クルマの保険、タフビズ事業用自動車総合保険共通】

- ① 自賠法第2条第3項に定める保有者
- ② 自賠法第2条第4項に定める運転者

(※2) 「治療日数」とは、医師による治療のために病院もしくは診療所へ入院・通院した実治療日数をいいます。

(※5) タフ・クルマの保険で「傷害一時金給付保険」をセットされる場合に「搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約」をご希望によりセットすることができます。

(※6) 車両保険のご契約方式には、補償範囲が広い「一般補償」と補償範囲を一部限定した「限定補償(※1)」の2通りがあります。 [○補償されます／×補償されません]

損害の原因 契約方式	電柱・建物等 自動車以外の物 との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車対車の 衝突・接触	火災・爆発	盗難(※3)	台風・洪水・ 高潮	窓ガラス破損・ いたずら	物の飛来・落下	地震・噴火・ 津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×(※5)
限定補償	×	×	×	○(※2)	○	○	○	○(※4)	○	×

- (※1) 限定補償とは、「車両損害の補償範囲限定特約」がセットされたご契約方式をいいます。
- (※2) 「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限り補償されます。
- (※3) 二輪自動車および原動機付自転車の場合は、盗難による損害は補償されません。
- (※4) 「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって生じた損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって生じた損害」を含みません。
- (※5) 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットいただくことで、地震等保険金をお支払いいたします(特約の概要についてはP4をご覧ください)。

(2) 前記(1)の保険金とは別に、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いいたします。詳細は、普通保険約款・特約集でご確認ください。

補償項目	お支払いする主な費用保険金
対人賠償責任保険	・損害防止費用 ・求償権保全行使費用 ・示談交渉費用 等
対人臨時費用保険	相手の方が死亡した場合…被害者1名につき20万円(ドライバー保険を除きます)
対物賠償責任保険	・損害防止費用 ・求償権保全行使費用 ・落下物取り片づけ費用 ・示談交渉費用 等
人身傷害保険	・損害防止費用 ・求償権保全行使費用 等
自損傷害特約	・介護費用保険金200万円 等
無保険車傷害特約	・損害防止費用 ・求償権保全行使費用 等
車両保険	・損害防止費用 ・求償権保全行使費用 ・車両運搬費用(10万円または保険金額の10%のいずれか高い額が限度となります) 等
全損時諸費用保険	保険金額の10%(20万円限度)

(3) セットできる主な特約およびその概要

主な特約とその概要は次のとおりです。これらの特約の詳細およびその他の特約については、普通保険約款・特約集でご確認ください。

①ご契約条件により自動的にセットされる主な特約

特約名(対象保険種類)	特約の概要
対歩行者等傷害特約 (タフ・クルマの保険)	ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中(※1)の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合(※2)に、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害について、人身傷害条項損害額基準で算出した額(※3)を限度に保険金をお支払いいたします(自賠責保険等や対人賠償責任保険等の保険金または共済金は、損害額基準により算出した損害の額から除きます)。 (※1) 相手の方が自動車(原動機付自転車を含みます)乗車中の場合は保険金をお支払いできません。 (※2) 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が生じた場合は、保険金をお支払いできません。 (※3) 損害の額は、普通保険約款に記載された人身傷害条項損害額基準に従い弊社で算出いたしますので、対人賠償責任保険の損害賠償の額と異なる場合があります。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労災等)を利用したものととして算出いたします。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。
他車運転補償特約 タフ・クルマの保険 タフシンプル・クルマの保険 タフビズ事業用自動車総合保険	記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子が、他人の自動車(自家用8車種に限り)を臨時に運転中の対人・対物事故について、他人の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金をお支払いいたします。なお、ご契約のお車または他人の自動車に車両保険がセットされている場合は、車両事故についても保険金をお支払いいたします。 (注1) タフ・クルマの保険の場合、他人の自動車に乗車中の傷害事故については、人身傷害保険により保険金をお支払いいたします。「ご契約のお車 搭乗中のみ補償特約」をセットした場合は、他人の自動車に乗車中の傷害事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。 (注2) タフシンプル・クルマの保険(人身傷害あり)の場合、他人の自動車に乗車中の傷害事故については、人身傷害保険により保険金をお支払いいたします。「人身傷害」ご契約のお車搭乗中のみ「補償特約」をセットした場合は、他人の自動車に乗車中の傷害事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、タフシンプル・クルマの保険(人身傷害なし)の場合、他人の自動車を運転中の自損事故については、自損傷害特約により保険金をお支払いいたします。 (注3) タフビズ事業用自動車総合保険(人身傷害あり)の場合、他人の自動車を運転中の傷害事故については、人身傷害保険により保険金をお支払いいたします。なお、タフビズ事業用自動車総合保険(人身傷害なし)の場合で、他人の自動車を運転中の自損事故については、自損傷害特約(セットした場合)により保険金をお支払いいたします。

②別に定める保険料を払い込んでいただくことによりセットいただける主な特約

特約名	特約の概要								
対物差額修理費用補償特約	ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額をお支払いいたします(50万円限度)。								
人身傷害の入院時諸費用補償特約(タフ・クルマの保険)	人身傷害保険の保険金支払対象事故により入院した場合に、下記費用について、被保険者1名につき各費用を合計して200万円を限度に入院時諸費用保険金をお支払いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー雇入費用:1日あたり2万円限度 ・介護ヘルパー雇入費用:1日あたり2万円限度 ・ベビーシッター雇入費用・保育施設預入れ費用:合計して1日あたり2万円限度 ・差額ベッド費用:1日あたり2万円限度 ・転院移送費用:1事故につき転院1回分かつ100万円限度 								
地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いいたします。 (注1) 保険証券の「その他の特約」欄に特約名が記載されている場合に本特約がセットされます。記載がない場合は本特約がセットされませんのでご注意ください。 (注2) ご契約のお車の用途・車種等、ご契約内容によっては、お引受けできない場合もあります。								
弁護士費用等補償特約	被保険者が自動車事故によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合または自動車事故によって、被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士費用等や法律相談費用をお支払いいたします(弁護士費用等:300万円限度、法律相談費用:10万円限度)。								
事故・故障損害付随費用補償特約	ご契約のお車が自動車事故や故障により自力走行できなくなった場合に、右表の費用をお支払いいたします。(※1)(※2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用の区分</th> <th>保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時宿泊費用</td> <td>被保険者が負担した1泊分の客室料の実費(1事故・故障、1名につき1万5千円限度)</td> </tr> <tr> <td>臨時帰宅・移動費用(※3)</td> <td>被保険者が交通機関の利用により負担した交通費の実費から、被保険者の自己負担額として1,000円を控除した額(1事故・故障、1名につき2万円限度)</td> </tr> <tr> <td>搬送・引取費用</td> <td>被保険者が負担した修理完了後の搬送・引取費用の実費(1事故・故障につき10万円限度)</td> </tr> </tbody> </table> (※1) 事故・故障の際は、ただちにあんしん24受付センター(0120-024024)へご連絡ください。なお、故障の際は、故障発生の日時、場所、故障の概要をお知らせいただき、弊社の事前確認を得ていただくことが、保険金をお支払いする条件となりますのでご注意ください。 (※2) 保険金をお支払いする際には、各費用をご負担された時の領収書等が必要になる場合があります。 (※3) 事故発生時または故障による自力走行不能の発生時以後24時間以内に利用が開始されたものに限り。	費用の区分	保険金の額	臨時宿泊費用	被保険者が負担した1泊分の客室料の実費(1事故・故障、1名につき1万5千円限度)	臨時帰宅・移動費用(※3)	被保険者が交通機関の利用により負担した交通費の実費から、被保険者の自己負担額として1,000円を控除した額(1事故・故障、1名につき2万円限度)	搬送・引取費用	被保険者が負担した修理完了後の搬送・引取費用の実費(1事故・故障につき10万円限度)
費用の区分	保険金の額								
臨時宿泊費用	被保険者が負担した1泊分の客室料の実費(1事故・故障、1名につき1万5千円限度)								
臨時帰宅・移動費用(※3)	被保険者が交通機関の利用により負担した交通費の実費から、被保険者の自己負担額として1,000円を控除した額(1事故・故障、1名につき2万円限度)								
搬送・引取費用	被保険者が負担した修理完了後の搬送・引取費用の実費(1事故・故障につき10万円限度)								

③ 引受条件(保険金額等)

(1) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約や1年を超える長期契約(※)も可能です。なお、実際にご契約いただいたお客さまの保険期間は、保険証券でご確認ください。

(※) ドライバー保険では、長期契約はご契約いただけません。

② 保険金額の設定について

補償項目ごとに次のとおり金額をお決めいただくものと、すでに金額が定まっているものがあります。また、実際にご契約いただいたお客さまの保険金額は、保険証券でご確認ください。

Table with columns: 補償項目 (補償項目), 保険金額の設定方法 (保険金額の設定方法)

※1) 保険金額が1億円を超える場合であっても、以下の2つの条件をいずれも満たす場合は、保険金のお支払額は1億円が限度となりますのでご注意ください。
① ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車」以外であること
② 次のいずれかの事由に起因した事故であること
・ご契約のお車に危険物(*)を業務として積載すること
・ご契約のお車が危険物(*)を業務として積載した車を牽引すること
(*)「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス、火柴類もしくは危険物、「道路運送車両の保安基準」の細目を定める告示「第2条に定める可燃物または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物」をいいます。【例】ガソリン、灯油、軽油、重油
なお、ドライバー保険では上記②の事故については保険金をお支払いできません。
※2) 「車両価額協定保険特約」をセットされている場合であっても、保険金額がご契約のお車の市場販売価格相当額を著しく超えるときは、その市場販売価格相当額を限度にお支払いいたします。
※3) タフ・クルマの保険以外のご契約で、車両保険に「車両価額協定保険特約」または「車両・帳簿価格」協定保険特約」をセットされていない場合の保険金額は、車両保険をご契約した時点のものであり、全額のお支払いを約束するものではありません。この場合、事故時点の市場販売価格相当額に基づいて保険金をお支払いいたします。

③ 記名被保険者の選定について

記名被保険者は、「対人・対物賠償責任保険や人身傷害保険等の被保険者の範囲」、「ノンフリート等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年齢別料率区分(P8の②をご参照ください)」等を決めるための重要な事項です。お車を「主に使用される方」等から1名(法人契約の場合は1法人)をお選びいただきます。

④ 車両所有者について

車両所有者は車両保険を受け取る方になります。自動車検査証等の所有者欄または備考欄をご確認のうえ、ご契約者と異なる場合は、ご契約のお車の所有権を有する方を設定いただきます。なお、所有権留保条項付売買契約やリース契約の場合は、保険証券の「所有権留保・リース」欄に「有」と記載しております。また、ご契約のお車の買主・借主がご契約者と異なる場合は、「車両所有者」欄に買主・借主の方を記載しております。

⑤ 運転される方の範囲および条件

①運転者限定 タフ・クルマの保険では対象となるすべてのお車で、タフシンプル・クルマの保険、タフビズ事業用自動車総合保険ではご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、記名被保険者が個人の方の場合、記名被保険者を中心としてご契約のお車を運転される方※1)を以下のとおり限定することにより、保険料を割引くことができます。※2) 【○補償されます／×補償されません】

Table with columns: 運転される方 (運転される方), a. 記名被保険者, b. 記名被保険者の配偶者, c. a.またはb.の同居の親族・別居の未婚の子, d. a.またはb.の別居の既婚の子(子の配偶者も含まれます。), e. 「a.~d.」以外の方

※1) 別居のお子さま等については、ご自身のお車に自動車保険等をご加入されている場合、その自動車保険等の「他車運転補償特約」等で補償されることがありますのでご確認ください。
※2) 運転者を限定される場合、限定された運転される方以外の方が運転中の事故は保険金をお支払いできません。また後記②運転者の年齢条件」とあわせてご契約の場合、「限定された運転される方」が、②の【表1】の「運転者の年齢条件が適用される方」に該当するときは、ご契約の年齢条件を満たしていないと補償されません。
※3) タフ・クルマの保険をご契約の場合で、かつ、保険期間の初日時点における記名被保険者の運転免許証の色が「ゴールド」のときに限り選択可能です。なお、この条件に合致しない場合で、ご契約のお車を運転される方を「記名被保険者本人」に限定される場合は、「本人・配偶者限定」をお選びください。
※4) 記名被保険者に配偶者がいない場合も選択可能です。
※5) 「家族限定(子どもワイド)」(家族限定の「別居の既婚の子」補償特約)は、タフ・クルマの保険、タフシンプル・クルマの保険をご契約の場合で、かつ、「家族限定」を選択している場合にセットすることができます。

② 運転者の年齢条件

タフ・クルマの保険では対象となるすべてのお車で、タフシンプル・クルマの保険、タフビズ事業用自動車総合保険ではご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車、原動機付自転車の場合に、【表1】に記載された方の中で、ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に応じ、運転者の年齢条件をお選びいただけます。※3) 年齢条件の区分は【表2】a.~d.があります。ただし、ご契約内容によって選択できる区分が異なりますので、ご注意ください。
※4) 「①運転者限定」で運転される方を限定した場合、その限定された運転される方のうち、【表1】に記載された方の中で、ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に応じ運転者の年齢条件をお選びいただけます。

【表1】 保険種類 (保険種類), 運転者の年齢条件が適用される方 (運転者の年齢条件が適用される方)

【表2】 運転される方の年齢 (運転される方の年齢)

※1) 【表2】のb.~d.のいずれかをお選びいただいた場合は、タフ・クルマの保険、タフシンプル・クルマの保険では「家族運転者等の年齢条件に関する特約」、タフビズ事業用自動車総合保険では「運転者年齢条件に関する特約」がセットされます。
※2) d.の区分はタフ・クルマの保険をご契約の場合のみお取扱いただけます。
※3) ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、a.またはb.のみのお取扱となります。

2 保険料

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「保険金額」・「ノンフリート等級・事故有係数適用期間」・「記名被保険者年齢別料率区分(後記P8の②をご参照ください)」・「運転免許証の色と使用目的(タフ・クルマの保険のみ)」等により異なります。具体的な保険料については、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただいた保険料は、保険証券でご確認ください。

① ノンフリート等級別割引・割増制度

ノンフリート契約(ドライバー保険契約を含みます)では、1~20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・事故区分・事故件数および事故有係数適用期間等により、等級および「無事故」「事故有」の区分が決定されます。(決定された等級および「無事故」「事故有」別の割増率がご契約に適用されます。ご契約の事故有係数適用期間が「1~6年」の時は「事故有」の割増率を適用します。)(注)本制度はご契約の保険期間の初日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間とは、「事故有」の割増率を適用する期間(保険期間の初日における残り年数)をいひ、0年の場合は「無事故」の割増率が適用されます。事故有係数適用期間は0年から6年の整数年となります。

① 新たにご契約される場合の等級・事故有係数適用期間

● 初めのご契約には6等級(S)が適用され、運転者の年齢条件等に応じ、【表1】のa.の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
● さらに自動車保険(他の保険会社または所定の共済とご契約を含みます。))をご契約いただいております(以下、「1台目のご契約」といいます。)、2台目以降のお車について新たにご契約される場合(※1)で、次の条件をすべて満たしているときには7等級(S)が適用され、運転者の年齢条件等に応じ、【表1】のb.の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。【複数所有新規契約者に対する特別】(ドライバー保険を除きます。)

<複数所有新規契約者に対する特別の適用条件>

- 1台目のご契約の等級が11等級以上のご契約であること(※2)
● 1台目のご契約のお車および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること
● 2台目以降のご契約の記名被保険者が、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ個人であること
● 2台目以降のご契約のお車の所有者が、1台目のご契約のお車の所有者または、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ個人であること

保険証券の「割増・割引」欄に「6S等級」と記載がある場合は「6等級(S)」が、「7S等級」と記載がある場合は「7等級(S)」が適用されます。

【表1】① 保険期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日の場合

Table with columns: 適用等級 (適用等級), 年齢条件等 (年齢条件等), 年齢を問わず補償 (年齢を問わず補償), 21歳以上補償 (21歳以上補償), 26歳以上補償 (26歳以上補償), 35歳以上補償 (35歳以上補償), 年齢条件対象外 (年齢条件対象外)

② 保険期間の初日が平成25年10月1日以降の場合

Table with columns: 適用等級 (適用等級), 年齢条件等 (年齢条件等), 年齢を問わず補償 (年齢を問わず補償), 21歳以上補償 (21歳以上補償), 26歳以上補償 (26歳以上補償), 35歳以上補償 (35歳以上補償), 年齢条件対象外 (年齢条件対象外)

※1) ご契約の保険期間の初日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。
※2) 弊社のご契約で保険期間が1年を超えるご契約がある場合は、お取扱いが異なります。
※3) ドライバー保険の場合、適用等級は6等級になります。

② 継続してご契約される場合の等級・事故有係数適用期間

① 今回のご契約(保険期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日のご契約)

● 今回のご契約の等級および事故有係数適用期間は右のとおり決定され、【表2】の割増率が適用されます。

Table with columns: 前契約 (前契約), 継続契約 (継続契約)

原則として、前契約の事故の有無にかかわらず、事故有係数適用期間は0年とし、平成24年9月30日時点でのノンフリート等級別割引・割増制度と同様の制度を適用します。
(注) 保険期間が1年を超えるご契約の継続契約および1年未満のご契約の継続契約では、お取扱いが異なります。

【表2】 割増 (割増), 割引 (割引)



ご注意

ご契約の保険期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日のご契約であっても、次のいずれかに該当する場合は、お取扱いが異なります。
● 保険期間の初日が平成24年10月1日以降で、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったご契約を解約または解除されて新たにご契約する場合(保険期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約の保険期間が1年未満で、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったご契約を前契約として継続される場合を含みます。)
▶ 前契約の事故区分および事故件数に応じて等級・事故有係数適用期間を後記②のように決定し、【表3】の「事故有」の割増率を適用します。
● 保険期間が1年を超える前契約を解約または解除されて新たにご契約する場合で、次のすべての条件を満たす場合
○ 前契約の満期日が平成25年10月1日以降 ○ 前契約の解約日または解除日が平成24年10月1日以降 ○ 前契約に3等級ダウン事故が1件以上
▶ 前契約の事故区分および事故件数に応じて等級・事故有係数適用期間を決定し、【表3】の「事故有」の割増率を適用します。

② 翌年以降の継続契約(保険期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約)

● 翌年以降の継続契約の等級および事故有係数適用期間は次のとおり決定され、【表3】の「等級」および「無事故」「事故有」区分別の割増率が適用されます。

Table with columns: 前契約 (前契約), 継続契約 (継続契約)

(注) 保険期間が1年を超えるご契約の継続契約および1年未満のご契約の継続契約では、お取扱いが異なります。

【表3】「等級」および「無事故」「事故有」区分別の割増率表

Table with columns: 等級 (等級), 割増 (割増), 割引 (割引)

※1) ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内に新たにご契約されない場合、またはご契約が解除された場合は、ノンフリート等級の7~20等級を引き継ぐことはできません。なお、ご契約の等級(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じて、下がった等級とします。))が1~5等級または6等級(F)の場合、ご契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日を保険期間の初日とする次のご契約に対しては同一の等級を適用します。

※2) 事故有係数適用期間(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じた事故有係数適用期間とします。))が1~6年の場合、ご契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日を保険期間の初日とする次のご契約に対しては、同一の事故有係数適用期間を適用します。

※3) 前契約が他の保険会社または共済のご契約の場合における事故有係数適用期間は、「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している場合としない場合で、お取扱いが異なります。

● 前契約が「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している他の保険会社または共済のご契約の場合
▶ 前記①および②のとおり、お取扱いたします。

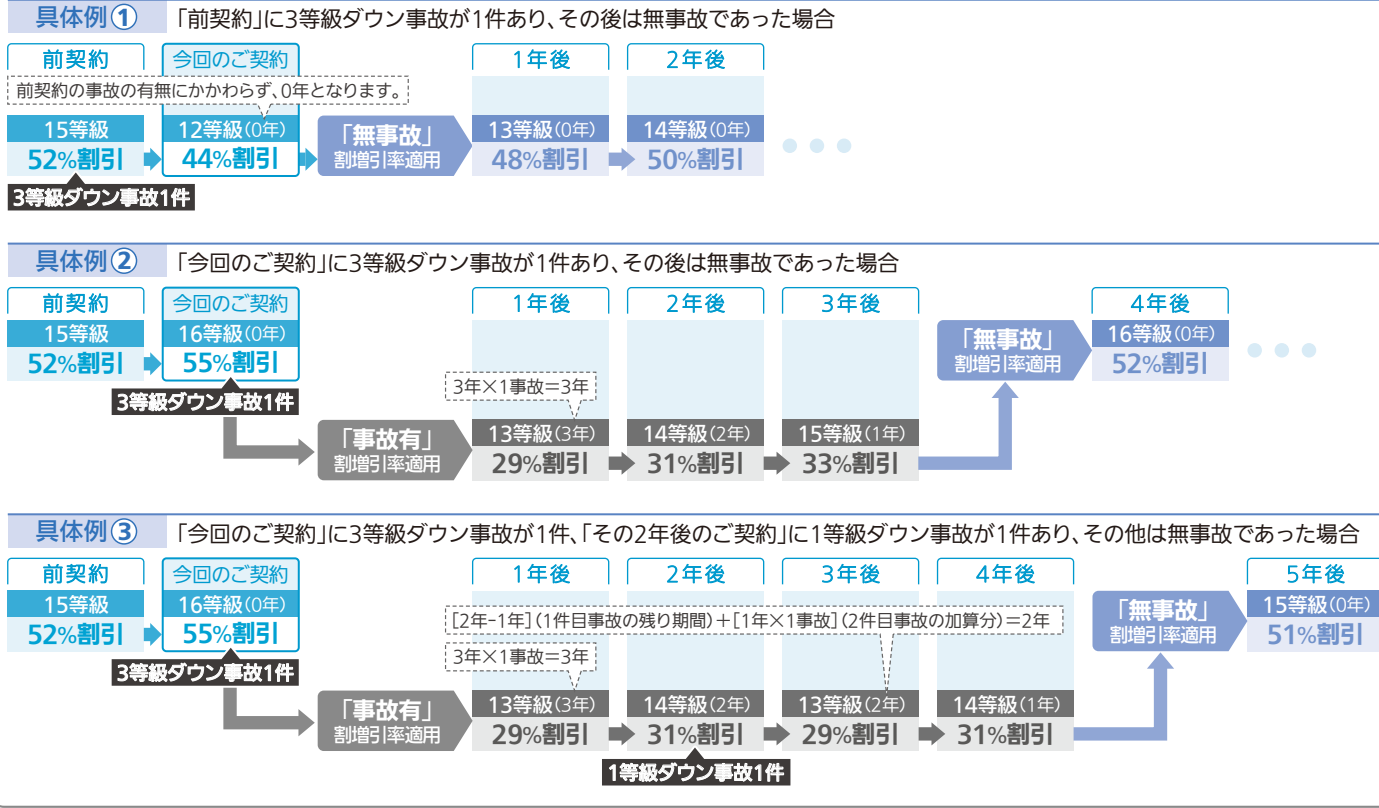
● 前契約が「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入していない他の保険会社または共済のご契約の場合
▶ 原則として、前契約の事故有係数適用期間を「0年」とみなして、前記①および②のとおり、お取扱いたします。ただし、以下の条件をすべて満たす前契約以前の契約がある場合は、その契約以降は「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している保険会社の保険契約とみなしてお取扱いたします。

- 満期日または解約・解除日が今回ご契約いただく保険期間の初日の過去13か月以内にあること
● 「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している他の保険会社または共済のご契約であること
● 保険期間の初日が平成24年10月1日以降であること

ご注意
ご契約手続きをされた後に次の事由が発生した場合等は、お手続きされたご契約の等級・事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては保険料を返還またはご請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
● 前契約に事故が発生した場合 ● 前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄された場合 ● 前契約が解除された場合 等

【等級および事故有係数適用期間の適用方法の具体例】

●「前契約」が15等級で、1年契約を毎年継続していく場合の例 (注)等級の右の()内の年数は事故有係数適用期間を示しています。



<ノンフリート等級別割引・割増制度における事故の取扱い>

ノンフリート等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の[A]～[C]の区分となります。

[A]3等級ダウン事故

下記の[B]1等級ダウン事故／等級すえおき事故および[C]ノーカウント事故に該当しない事故をいいます。

[B]1等級ダウン事故／等級すえおき事故(※1)

「車両保険」または「買替時諸費用補償特約」に係る事故のみで、車両事故の原因が次による事故をいいます。

火災・爆発(※2)、ご契約のお車の盗難、騒擾(※3)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風・竜巻・洪水または高潮、落書(※4)または窓ガラスの破損(※2)、いたづら(※5)、飛来中または落下中の他物との衝突、接触、転覆または墜落によって生じた窓ガラスの破損については、等級すえおき事故としてお取扱いたします。

(※1)1等級ダウン事故／等級すえおき事故の区分は次のとおり取扱いたします。

前契約の保険期間の初日	1等級ダウン事故／等級すえおき事故の取扱い
平成24年10月1日以降	「1等級ダウン事故」として取扱いたします。
平成24年9月30日以前	「等級すえおき事故」として取扱いたします。

(※2)飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって生じた事故を除きます。なお、前契約の保険期間の初日が平成24年9月30日以前の場合、飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって生じた窓ガラスの破損については、等級すえおき事故としてお取扱いたします。

(※3)「騒擾」とは、多数の群衆もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行使によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生じる状態をいいます。
(※4)「落書」とは、ご契約のお車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線等で、損傷が鋼板まで達しない程度のものを含みます。一般的には鋼板部分のへこみを伴ういたづら傷は「落書」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとにいたします。

(※5)「ご契約のお車の運行によるもの」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によるもの」を除きます。

[C]ノーカウント事故

次のいずれかに該当する事故のみまたはこれらに該当する事故のみの組み合わせの場合の事故をいい、事故件数に含めません。

- 対人臨時費用保険
- 対歩行者等傷害特約
- 人身傷害保険
- 人身傷害自立支援費用補償特約
- 傷害一時金給付保険
- 無保険車傷害特約
- 搭乗者傷害保険
- 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約
- 弁護士費用等補償特約
- 事故・故障損害付随費用補償特約
- 交通事故傷害特約
- 犯罪被害事故傷害特約
- 人身傷害の子ども育児費用補償特約
- 人身傷害の入院時諸費用補償特約
- 傷害一時金/搭乗者傷害医療保険金(一時金払)の頸部捻挫等追加給付特約(むちうち追加給付特約)
- 車両損害に関する代車提供特約
- 車両損害に関するレンタカー費用補償特約
- 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約
- 車内外身の回り品補償特約
- 個人賠償責任保険特約
- ファミリーバイク特約
- 企業・団体見舞費用補償特約
- 事業用積載動産補償特約
- 運送業者受託貨物賠償責任保険特約
- 事業主費用補償特約
- 日常生活弁護士費用等補償特約

また上記の他、下記のいずれかに該当する場合は、ノーカウント事故としてお取扱いたします。

- 支払われる保険金が、車両保険の保険金とは別にお支払いする車両保険の費用保険金(P4をご参照ください)のみの場合、または上記のいずれかに該当する事故との組み合わせのみである場合(保険期間の初日が平成24年9月30日以前の場合は、車両事故の原因により3等級ダウン事故または等級すえおき事故としてお取扱いたします。)
- 車両保険の無過失事故に関する特約をセットされ、同特約に定める所定の条件を満たす事故の場合(前契約の保険期間の初日が平成24年10月1日以降で、車両新価保険特約または車両超過修理費用補償特約に該当する保険金支払いがある場合は3等級ダウン事故としてお取扱いたします。)

「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した事故の組み合わせの事故の場合は、「3等級ダウン事故」としてお取扱いたします。「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」の場合は「3等級ダウン事故」、「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」の場合は「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」としてお取扱いたします。

(3)お車の譲渡・記名被保険者変更のお取扱い(ドライバー保険は除きます。)

お車の譲渡に伴い保険契約の権利および義務を譲渡された場合、等級および事故有係数適用期間は原則として譲受人に継承されません。ただし次のa.～c.のケース等では記名被保険者の変更となっても等級および事故有係数適用期間が継承されることがあります。

- a.記名被保険者の変更が配偶者間または同居の親族(記名被保険者の配偶者の同居の親族を含みます)間の変更である場合
- b.個人事業主の方が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更されるとき(※1)
- c.上記a.b.以外の変更があり、その変更がお車の譲渡(※2)以外の理由による場合で、適用される等級および事故有係数適用期間が次のいずれかに該当する場合
 - 適用される等級が1～5等級であるとき
 - 適用される事故有係数適用期間が1年以上であるとき(※3)

(※1)事業内容が同一である等所定の条件を満たす場合に限りませす。
(※2)自動車検査証等により譲渡の事実が確認できる場合に限りませす。
(※3)この場合、7等級以上の等級は継承せず、ご契約の等級は6等級(S)または1～5等級となりますが、事故有係数適用期間は継承されます。なお、6等級(S)で、事故有係数適用期間が1年以上の場合には、保険期間の初日にかかわらず、前記(1)のP6【表1】②の割増率が適用されます。

2 記名被保険者年齢別料率区分 「記名被保険者年齢別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件を「26歳以上補償」でご契約の場合は、保険期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じて「29歳以下」「30～39歳」「40～49歳」「50～59歳」「60～69歳」「70歳以上」に区分した保険料が適用されます。また、「35歳以上補償」でご契約の場合は、「39歳以下(※)」「40～49歳」「50～59歳」「60～69歳」「70歳以上」に区分した保険料が適用されます。

(※)「35歳以上補償」で、保険証券等の記名被保険者年齢別料率区分欄に「30～39歳」と記載がある場合には、「39歳以下」が適用されます。
(注1)記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の保険期間の初日時点での年齢に応じて記名被保険者年齢別料率区分の保険料を適用します。
(注2)保険期間が1年超のご契約の場合、保険年度ごとに、保険期間の初日の応当日時点での記名被保険者の年齢に応じて、記名被保険者年齢別料率区分を適用します。
(注3)ドライバー保険の場合は、保険期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じて、「21歳未満」または「21歳以上」のいずれかの区分の保険料が適用されます。

3 運転免許証の色と使用目的について タフ・クルマの保険のみ

タフ・クルマの保険をご契約の場合、保険期間の初日時点における記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン)とお車の使用目的をお申し出いただきます。運転免許証の色が事実と異なる場合やお車の使用目的が下表の基準から外れている場合は、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

使用目的	基準
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて月15日以上業務(仕事)に使用する場合
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を年間を通じて月15日以上通勤・通学(最寄りの駅等への送迎は含みません)に使用する場合
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

3 保険料の払込方法

- 保険料は、別途特約をセットする場合等を除き、ご契約と同時に払い込んでいただきます。
(注)契約時払込保険料の口座振替特約等、保険期間が始まった後に保険料を払い込んでいただく特約がセットされているご契約を除きます。
- 保険料の払込方法は、「一時払」、「口座振替で払い込む」「分割払(※1)」、「契約時保険料払込票払(コンビニ等払)(※2)(※3)」、「契約時保険料請求書払(※3)」、「クレジットカード払(※3)」があります。なお、初回保険料を預貯金口座から自動的に引き落とす制度もございます。
(※1)口座振替で払い込む分割払は、保険料が一時払に比べて5%増となります。ただし、保険料分割払特約(大口)の場合は、分割払による割増はありません。
(※2)保険証券の払込方法が「契約時保険料払込票払(コンビニ等払)」と表記されている場合、「契約時保険料の払込取扱票・請求書払特約」がセットされています。
(※3)代理店・扱者により、お取扱いできない場合がございます。
- ご契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を集金する「団体扱」や「集団扱」もあります。
この払込方法の場合、ご契約者・記名被保険者・車両所有者が下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方等	(1)集団の所属員(次のいずれかの方) ①集団の構成員 ②集団に勤務する方(役員・従業員等) ③集団の構成員に勤務する方(役員・従業員等)
記名被保険者・車両所有者(※)	(1)ご契約者 (2)ご契約者の配偶者 (3)ご契約者またはその配偶者の同居の親族 (4)ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	(2)集団自身
用途・車種	自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車	すべての用途・車種

(※)所有権留保条項付売買契約による自動車の買主およびリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなしてお取扱いします。

なお、保険期間の途中で上表の条件を満たさなくなった場合、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

4 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

なお、解約返れい金については、P11 II 注意喚起情報のご説明 10 解約と解約返れい金をご参照ください。

サービスのご案内

弊社自動車保険には、「ロードアシスタンスサービス」および「クルマの安心サポート」がセットされます。

ロードアシスタンスサービス

- レッカー現場急行サービス
- クイック修理サービス
(対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険がすべてセットされたご契約にセットされます。)

クルマの安心サポート

- 健康・医療・介護ご相談
(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供/介護のご相談)
- クルマのトラブル(法律)・税務ご相談
(法律のご相談/税務のご相談)
- ベテランドライバーサポート
(安全運転のご相談)
- エコなカーライフサポート
(レンタカーのご紹介/廃車手続きのご紹介/リサイクル部品のご紹介)



ご注意

【ロードアシスタンスサービス】
(注)サービスのご利用は、あんしん24受付センターにご連絡いただき、(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。お客さまご自身でレッカーまたは修理業者を手配された場合は、このサービスの対象となりません。

【ロードアシスタンスサービス・クルマの安心サポート共通】
(注1)包括契約、共同保険において弊社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。また、ファミリーバイク特約対象の原動機付自転車等、ご契約のお車以外の自動車は対象となりません。
(注2)各サービスは弊社が委託している提携会社をご提供します。
(注3)左記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款をご選択いただいた場合には、Web上でのご確認をお願いします)。

II 注意喚起情報のご説明

ご契約に関してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項を、この「注意喚起情報のご説明」に記載しています。

ご契約時のご注意

1 保険責任開始期

- 1 保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午後4時^(※)に始まります。
^(※)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 2 保険料はご契約と同時に払い込んでいただきます。保険期間が始まった後であっても、保険料を払い込んでいただく前に生じた損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
(注)契約時払込保険料の口座振替特約等により、保険期間が始まった後に保険料を払い込んでいただく場合を除きます。

2 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- 1 ご契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めた項目について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- 2 故意または重大な過失によってお申し出いただけなかった場合やお申し出いただいた事項が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、今一度、お申し出内容をご確認ください。なお、ご契約の代理店・扱者には告知受領権があります(ご契約の代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります)。
(注)正しくお申し出いただけなかった事項と事故との間に因果関係がない場合は、保険金をお支払いいたします。

⚠️ ご契約時における注意事項について [必ずご確認ください]

タフ・クルマの保険をご契約のお客さまへ

タフ・クルマの保険では、お選びいただいた**お車の使用目的**が基準から外れている場合または記名被保険者の**運転免許証の色**が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

①**お車の使用目的** :ご契約のお車の使用実態により、使用目的をお申し出いただきます。
ご確認にあたってはP14 **ご契約内容の確認にあたって** **CHECK①ご契約のお車** **2** をご参照ください。

②**運転免許証の色** :保険期間の初日時点における記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン)をご確認いただきます。
ご確認にあたってはP15 **ご契約内容の確認にあたって** **CHECK②記名被保険者** **2** をご参照ください。



3 複数のご契約があるお客さまへ

- 1 次の補償項目・特約については、ご契約のお車以外の事故やご家族^(※1)も補償の対象となります。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄となることがありますので、ご契約にあたっては、代理店・扱者または弊社までご照会ください。
(注)なお、複数あるご契約のうち、これらの補償項目・特約が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。

補償項目・特約	ご家族の皆さまが対象となる補償(概要)
人身傷害保険 ^(※2)	ご家族が歩行中の自動車事故またはご契約のお車以外の普通保険約款記載の条件を満たす自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合の補償
弁護士費用等補償特約	ご家族の自動車事故による死傷や所有する財物の損壊により、相手側に損害賠償請求を行う場合または自動車事故により法律上の賠償責任がないにもかかわらず損害賠償請求をされた場合に負担する弁護士費用等の補償
個人賠償責任保険特約	ご家族の日常生活に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償
ファミリーバイク特約	ご家族が原動機付自転車(借用したものを含みます)で起こした事故により、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償およびご家族が原動機付自転車に乗車中の事故により死傷した場合の補償
日常生活弁護士費用等補償特約	ご家族の日常生活に起因する偶然な事故(自動車事故を除きます)による死傷や所有する財物の損壊により、相手側に損害賠償請求を行う場合に負担する弁護士費用等の補償

^(※1)ご家族とは、①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子 をいいます。
^(※2)傷害一時金給付保険、人身傷害の入院時諸費用補償特約、交通事故傷害特約、犯罪被害事故傷害特約等を含みます。なお、交通事故傷害特約、犯罪被害事故傷害特約以外の補償項目・特約については、2台目以降のご契約に「ご契約のお車搭乗中のみ補償特約」をセットすることにより重複部分をなくすことができます。

- 2 ノンフリートのご契約者が2台以上の自動車を契約する場合に、1保険証券でまとめてご契約いただくことでノンフリート多数割引が適用できる場合があります。(割引率は台数に応じて異なります。)

- 3 既に11等級以上のご契約があり、2台目以降のお車について新たにご契約される場合、7等級(S)が適用できる場合があります。(複数所有新規契約者に対する特別)適用条件の詳細は、P6 **I | 契約概要のご説明** **2** **①(1)** をご確認ください。

4 保険金をお支払いできない主な場合

① 保険金をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない場合の詳細は、P2 **I | 契約概要のご説明** **① ②(1)** または普通保険約款の各条項および各特約の「保険金をお支払いできない場合」に記載されておりますのでご参照ください。

② 運転される方の条件および範囲

- (1) 「限定された運転される方」以外の方が運転中の事故は保険金をお支払いすることができません。詳細は、P5 **I | 契約概要のご説明** **① ③(5) ①運転者限定** をご参照ください。
- (2) 年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転中の事故は保険金をお支払いすることができません。詳細は、P5 **I | 契約概要のご説明** **① ③(5) ②運転者の年齢条件** をご参照ください。

③ 自己負担額

対物賠償責任保険と車両保険には自己負担額があります。車両保険の設定方式には、「定額方式」と「増額方式」^(※)があります。実際にご契約いただいた自己負担額は、保険証券でご確認ください。

^(※)「増額方式」とは、「2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる」方式をいいます。ただし、保険期間が1年を超えるご契約の場合、前の保険年度に発生した車両事故は、次の保険年度の自己負担額の適用にあたって事故件数として数えません。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 1 2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末^(※)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また原則として、ご契約が解除されます。ご契約が解除された場合、ノンフリート等級の7～20等級を引き継ぐことができませんので、十分ご注意ください。
^(※)口座振替で払い込むご契約の、2回目以降の分割保険料が払い込まれなかったことについて、ご契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末と読み替えます。

- 2 なお、分割払でご契約の場合で、保険金をお支払いする事故が発生したときは、未払込保険料をご請求させていただくことがあります。

6 お客さまに関する情報の取扱い

① お客さまの情報の利用目的について

お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

② お客さまからお預かりした情報は、下記の(1)～(8)の場合に提供または共同利用することがあります。

- (1) 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- (2) 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
- (3) 商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合
- (4) 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するために損害保険会社等の間で共同利用する場合
- (5) この保険契約の前契約の適用等級・事故有係数適用期間・保険事故の有無および事故発生の際に関係する損害保険に関する事項について損害保険会社等の間で共同利用する場合、他の損害保険会社等へ情報を提供する場合または他の損害保険会社等から情報を取得する場合
- (6) 【総付保台数10台以上の自動車保険のご契約者のみ】お客さまが所有・使用する自動車の保険契約について、損害保険料率算出機構を通じ、他の損害保険会社等へ情報を提供する場合および他の損害保険会社等から情報を取得する場合
- (7) 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合
- (8) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

[<詳しくは>](#)

弊社ホームページをご覧くださいか弊社までお問合わせください。
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

ご契約後のご注意

7 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

ご契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約およびインターネットでご契約の場合、ご契約お申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除を行うことができます。

- 1 ご契約を申込みされた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であればクーリングオフをすることができます。

- 2 上記期間内(8日以内の消印のみ有効)に、弊社あて(右記 **☒あて先**)に必ず郵便にてご通知ください。

(注1)ご契約を取扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

(注2)既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

- 3 クーリングオフをされた場合には、既に払い込んでいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。

また、弊社および弊社代理店・扱者はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の初日(保険期間の初日以降に保険料が払い込まれた時は、弊社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でご負担いただく場合がございます。

- 4 クーリングオフをお申し出される場合は、次の事項をご記入の上、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- (1) ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- (2) ご契約を申込みされた方の住所、氏名(押印)、電話番号(ご連絡先)
- (3) ご契約を申込みされた年月日
- (4) ご契約を申込みされた保険の次の事項

- | | |
|---------------|------------------|
| ①保険種類 | ③ご契約を取扱った代理店・扱者名 |
| ②領収証番号または証券番号 | ④ご契約の取扱店名 |

あて先

〒150-8488
東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
お客さまサービスセンター 行

- 5 次のご契約はクーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

- (1) 保険期間が1年以内のご契約(保険契約の自動継続に関する特約がセットされている保険期間が1年以内のご契約を含みます)
- (2) 営業または事業のためのご契約
- (3) 法人または社団・財団等が締結したご契約
- (4) 質権が設定されたご契約、リースカーをご契約のお車とするご契約
- (5) 通信販売に関する特約により申込みされたご契約(インターネットのウェブサイト方式により申込みされたご契約を除きます)
- (6) 保険金または解約返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

8 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約後、以下の事項が発生した場合は、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

① 次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。なお①～③の事項が発生することで危険が増加し、故意または重大な過失によってご連絡が遅滞した場合や追加保険料の払込みがないまま万一事故が発生した場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。(ドライバー保険を除きます。)

- ① 次の項目の変更
 - ・ご契約のお車の用途・車種、登録番号(車両番号・標識番号)、車台番号
 - ・ご契約のお車の使用目的 **タフ・クルマの保険のみ**
- ② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更
- ③ ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更
- ④ 保険証券に記載された住所の変更

② 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となりますので、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

- ① ご契約のお車の入替
 - ただし、普通保険約款に規定される「入替自動車に対する自動補償特別」が適用される場合は保険金をお支払いいたします。
- ② 年齢条件の変更
- ③ ご契約のお車の譲渡
- ④ ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取り外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少(「車両価額協定保険特約」または「車両「帳簿価格」協定保険特約」がセットされている場合)
- ⑤ 上記のほか、特約の追加等、契約条件の変更

③ 次の事項が発生し、危険増加が発生した場合は、本商品の引受範囲外となるため、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときには、ご契約を解約し新たにご契約いただくことができますが、本商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① タフ・クルマの保険をご契約の場合で、ご契約のお車の用途・車種の自家用8車種以外への変更が生じたとき、またはご契約のお車を専ら事業用として使用されることとなったとき
- ② タフ・クルマの保険またはタフシンプル・クルマの保険をご契約の場合で、前記①②もしくは③に該当する変更が生じたとき
- ③ タフビズ事業用自動車総合保険をご契約の場合で、ご契約のお車を専ら事業用以外に使用されることとなったとき

9 お車の入替の取扱い

次の3つの条件がすべて満たされる場合に限り、入替前のご契約の等級および事故有係数適用期間が入替後のご契約に継承されます。

- ① 入替後のお車の所有者が次のいずれかに該当すること。
 - ① ご契約のお車の所有者
 - ② 記名被保険者
 - ③ 記名被保険者の配偶者
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注) 所有権留保条項付売買契約によるお車の買主およびリース契約により借り入れたお車の借主はお車の所有者とみなしてお取扱いします。
- ② ご契約のお車と入替後のお車が同一の用途・車種(※)に該当すること。(※) 普通保険約款(別表)「車両入替可能用途・車種区分表」に定める車両入替可能な用途・車種の自動車は同一の用途・車種とみなします。
- ③ 入替後のお車は、「新たに取得(※1)」、「1年以上を期間とする貸借契約により新たに借り入れたお車」または「前記①②～④のいずれかに該当する方がすでに所有されているお車(※2)」であること。(※1) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。(※2) 入替前のお車が廃車・譲渡・リース業者へ返還されていること等、一定の条件があります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店・扱者または弊社までお申し出ください。解約時の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還またはご請求させていただくことがあります。

また、返還される保険料があっても多くの場合は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ保険期間の満期までご継続いただくことをご検討ください。

11 ご契約の中断制度


「ご契約のお車の廃車」や「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断された場合、中断後のご契約が弊社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間が継承されます。

なお、このお取扱いは、ご契約の満期日または解約日(以下「中断日」といいます)の翌日から起算して13か月以内にご契約の代理店・扱者または弊社までお申し出いただく必要があります。

中断制度	中断証明書発行の条件	新契約の保険期間の初日
国内特則 [無事故実績継承に関するノンフリート等級別料率の特則]	● 中断日までに、「ご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還されていること(※)」または「車検満了時に継続検査を受けず、中断日において自動車検査証が効力を失っていること」 (※) ご契約のお車が別の保険契約の入替後のお車として車両入替されている場合には、車両入替日に廃車・譲渡・返還が行われたものとみなします。	中断日の翌日から起算して10年以内
海外特則 [海外からの帰国者等に対する適用等級に関する特則]	● 中断日が記名被保険者の出国日から6か月さかのぼった日以降にあること ● 記名被保険者の帰国日前に締結した最後の保険契約であること	出国日の翌日から起算して10年以内、かつ、帰国日から1年以内
妊娠特則 [二輪自動車・原動機付自転車における女性運転者妊娠時の適用等級に関する特則]	● ご契約のお車の用途・車種が二輪自動車または原動機付自転車であること ● 記名被保険者が妊娠され、中断日までに母子保健法に定める妊娠の届出を行っていること	中断日の翌日から起算して10年以内


12 万一、事故が発生した場合の手続き

STEP 1




まずは路上での危険防止と負傷者の救護に努めてください。

STEP 2




警察署に届出を行ってください。(人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出ください。)

STEP 3



ご契約の代理店・扱者または弊社にただちにご連絡ください。
ご連絡がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

STEP 4



次の場合は必ず**事前に弊社にご相談ください。**
● 事故にあったお車を修理される場合
● 相手の方と示談される場合

事故が発生した場合、ただちにご契約の代理店・扱者または右記にご連絡ください。

[あんしん24受付センター] 0120-024024
※受付時間 [365日24時間] ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。

●示談交渉について

- (1) 対人・対物賠償事故が起きた場合には、弊社は被保険者と相手の方との示談交渉の進め方やその内容についてのご相談、示談書の作成についての援助等、事故解決のためのお手伝いをします。
- (2) 被保険者が相手の方から損害賠償の請求を受けたときは、弊社は、被保険者のお申し出があり、かつ、相手の方の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉をお引き受けします。
 (注1) 被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合等は、弊社による示談交渉はできませんのでご注意ください。
 (注2) 被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合や、ご契約のお車に自賠責保険等が締結されていない場合等は、弊社による示談交渉ができませんのでご注意ください。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、下表の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただく必要があります。詳細はご契約の代理店・扱者または弊社にご照会ください。

- (注1) ご提出いただく書類には○を付しています。一が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- (注2) 特約に基づいて下表の補償項目以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、下表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。
- (注3) 損害賠償請求権者が弊社に損害賠償額を直接請求する場合は、下表の「対人賠償責任保険」または「対物賠償責任保険」に○を付した書類のうち弊社が求めるものをご提出いただけます。
- (注4) 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金請求に必要な書類	補償項目	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険(※)	無保険車傷害特約	車両保険
保険金請求書		○	○	○	○	○
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類		○	○	○	○	○
所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類(ご契約のお車が盗難された場合)		—	—	—	—	○
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本(死亡に関して支払われる保険金を請求する場合)		○	—	○	○	—
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類(後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合)		○	—	○	○	—
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類(傷害に関して支払われる保険金を請求する場合)		○	—	○	○	—
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類		○	○	—	—	—
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ		—	○	—	—	○
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類		○	○	—	—	—
被保険者が負担した費用の額を示す書類		○	○	○	○	○
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類		○	○	○	○	○
レントゲンフィルム等検査料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類		○	—	○	○	—
お支払いする保険金の額に関する被保険者と弊社との協議内容を示す書類		—	—	—	○	—
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類		○	—	—	—	—
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する方の承諾があったことを示す書類		○	○	○	○	○
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類		○	○	○	○	○
雇用契約、請負契約、委任契約等、ご契約者等と他者との間の契約内容を示す書類		○	○	○	○	○
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書		○	○	○	○	○
事故発生の日時、場所および状況等を弊社にご通知いただく書類		○	○	○	○	○
弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書		○	○	○	○	○
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類		○	○	○	○	○
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車傷害保険金のご請求にあたって、特約に定める内容を弊社へご通知いただく書類		—	—	—	○	—

(※) 自損傷害特約および搭乗者傷害保険で必要な書類は、一部を除き人身傷害保険と同じです。

- 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者等に保険金等を請求できない事情がある場合は、一定の条件を満たす方が代理人として、保険金等を請求できることがあります。詳細はご契約の代理店・扱者または弊社までご照会ください。
- 弊社は、保険金請求に必要な書類(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金等をお支払いするために必要な事項の確認(※2)を終えて保険金をお支払いいたします。(※3)
- (※1) 保険金請求に必要な書類は、上表をご覧ください。代理請求の制度をご利用の場合は、被保険者等が保険金等を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他弊社がお支払いすべき保険金等の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察等の公の機関の捜査結果の照会、医療機関等の専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに照会または調査を終え、保険金をお支払いいたします。この場合、弊社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者等に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約集でご確認ください。

13 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

ご 注 意

- 1 解約返れい金のお受取り時等、お客さま(解約返れい金の受取人)のお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。
- 2 Web約款は、お使いのパソコンのOSやブラウザ等により、閲覧いただけない場合もございます。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問合わせください。
Web約款のご利用には、ご契約者専用Webサービス「マイページ」の利用規約に同意いただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
なお、ご契約時にWeb約款をご選択いただいたお客さまで、ご契約後に普通保険約款・特約集の冊子をご希望の場合は、代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- 3 保険料払込みの際は、団体扱保険料分割払特約等特定の特約をセットされた場合を除いて、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- 4 弊社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。
弊社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払い、その他の業務または事務を行っております。
- 5 ご契約の際に設定された車両保険金額がご契約のお車の価額を超えていたことについて、ご契約者および被保険者が知らずに、かつ知らないことについて重大な過失がなかった場合は、その超過する部分については保険契約締結時にさかのぼって取り消すことができます(※)。
(※)「車両価額協定保険特約」または「車両「帳簿価格」協定保険特約」をセットしているご契約は対象外となります。
- 6 次のいずれかのことがあった場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合、そのことが生じた時以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。
①弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させ、または発生させようとしたこと。
②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③上記のほか、①および②と同程度に弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- 7 ご契約にあたっては、特に次の項目について、その内容が正しいかをご確認いただいております。
 - 保険期間
 - ご契約のお車
 - 記名被保険者および運転される方の年齢条件等
 - 割増・割引および前契約の内容等
 - 保険料の払込方法
 - 補償内容
- 8 ご契約をお取扱いした募集人名は保険証券に記載されております。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口につきましては、表紙をご参照ください。

ご契約内容の確認にあたって

特にご確認いただきたい項目の確認方法を記載しております。保険証券に正しく記載されているか、再度ご確認をお願いいたします。(注)ドライバー保険の場合は「CHECK②」「CHECK⑥」をご確認ください。

CHECK ① ご契約のお車

特に「お車の内容」、「使用目的」、「割引の適用」についてご確認ください。(ドライバー保険の場合は、「ご契約のお車」欄に記載がないことをご確認ください。)

1 ● お車の内容

ご契約のお車および「用途・車種」は正しいですか？

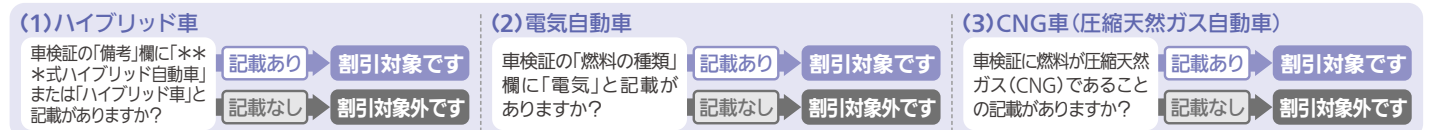
ご契約のお車が正しいか「車名」・「登録番号」・「車台番号」等でご確認ください。お車の用途・車種につきましては、ナンバープレート等でご確認いただけます。



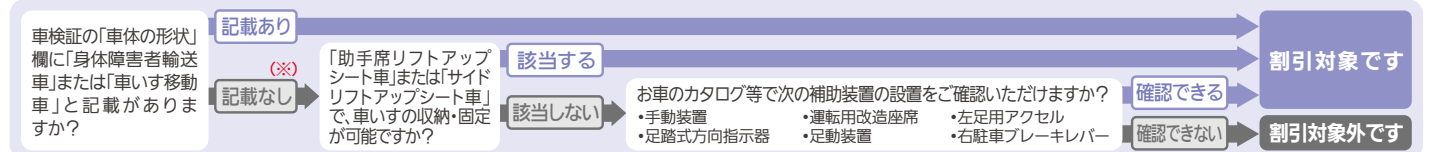
3 ● 割引の適用

ご契約のお車に正しく割引が適用されていますか？

① 先進環境対策車割引(注) 3%割引(全補償項目) 「初度登録(検査)年月」から「保険期間の初日の属する年月」までの期間が13か月以内であるお車に限りです。

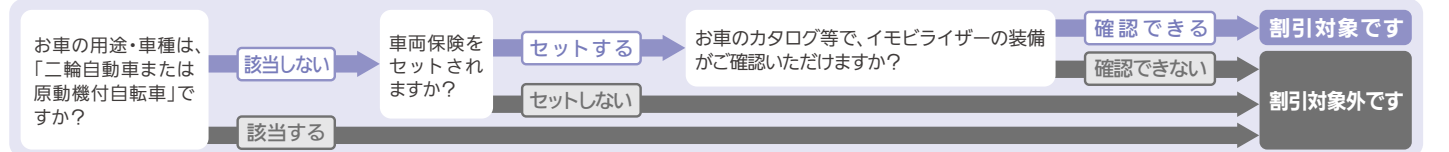


② 福祉車両割引(注) 3%割引(全補償項目)



(※)「記載なし」となる場合であっても、「車いす等昇降装置」を装備し、かつ、「車いす等の固定等に必要手段」を施した自動車は対象となります。

③ イモビライザー割引 3%割引(車両保険)



(注)先進環境対策車割引と福祉車両割引はあわせて適用することはできません。両割引の対象となる場合は、福祉車両割引を適用します。

● 弊社では上記の他、以下の割引制度をご用意しておりますので、ご確認ください(ご契約内容によっては、割引の対象とならない場合がございます)。

長期優良契約割引	①新契約の保険期間の初日の過去1年間および新契約の等級が20等級 ②新契約の保険期間の初日の過去1年間および新契約に対して、「事故有」の割増引率が適用されていないこと ③新契約の保険期間の初日の過去1年間、等級がダウンする事故が発生していないこと (注1)等級プロテクト特約の適用により等級がすえおきとなった場合、本割引は適用できません。 (注2)前契約の保険期間が1年を超える場合は、お取扱いが異なります。
新車割引	ご契約のお車の初度登録(検査)年月から保険期間の初日の属する年月までの期間が25か月以内の場合
耐損傷性・修理性割引	耐損傷性・修理性の改善度に係わる所定の基準を満たし、初度登録年月から保険期間の初日の属する年月までの期間が13か月以内の場合
ノンフリート多数割引	ノンフリート契約において、1保険証券で2台以上まとめてご契約いただく場合
公有・準公有自動車料率(割引)	ご契約のお車が、国、地方公共団体およびこれらが設立した団体または公務員の共済組合が所有・使用する自動車の場合
構内専用電気自動車料率(割引)	ゴルフ場・遊園地・工場構内等の敷地内だけで使用される電気自動車で、所定の条件を満たす場合

CHECK ② 記名被保険者

特に「お車を主に使用される方」と「運転免許証」についてご確認ください。

1 ● お車を主に使用される方(記名被保険者)

「ご契約のお車を主に使用される方」等が正しく設定されていますか？

【個人のお客さま】 記名被保険者は、ご契約のお車を主に使用される方等から1名を設定いただけます。

< タフ・クルマの保険の場合 > 記名被保険者は次のいずれかの方に限ります。
● 主たる運転者の方(運転頻度の高い方)
● ご契約のお車を運転することがあり、かつ、主として管理している方
ご契約のお車を運転することがあり、かつ「お車の所有者」や「車検証上の使用者」等、実際にお車の運行を支配している方。ただし、ほとんど運転されない方は除きます。

【法人のお客さま】 記名被保険者は、ご契約のお車を使用される法人を設定いただけます。

● 記名被保険者は、「対人・対物賠償責任保険や人身傷害保険等の被保険者の範囲」、「ノンフリート等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年齢別料率区分」等を決めるための重要な事項(告知事項)です。告知事項に該当しますので、お客さまは事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。(P9の②を参照ください)
● 「記名被保険者」欄に記載がない場合は、「ご契約者」欄に記載された方となります。
● 「記名被保険者」が個人の場合、生年月日が正しいかご確認ください。
(注) 記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が「26歳以上補償または「35歳以上補償」でご契約された場合は、保険期間の初日時点の記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出します。
【ドライバー保険の場合】
補償の対象となる運転免許証(仮運転免許証を除きます)をお持ちの方1名を設定いただけます。

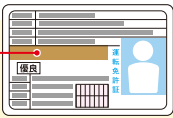
2 ●運転免許証 タフ・クルマの保険の場合は必ずご確認ください

「運転免許証の色(ゴールド、ブルー、グリーン)」および「次回免許更新年月」は正しいですか？

「免許証の色」は、**1 ●お車を主に使用される方(記名被保険者)**の保険期間の初日時点の運転免許証の色となります。

運転免許証の色は有効期限に関する記載部分の帯の色で確認します。次回免許更新年月は帯の上に記載された有効期限の年月日で確認します。

色をご確認
ゴールド免許には(優良)の表示があります。



- 保険期間の初日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなします。
- 運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引が適用されます。

(注)運転免許証の現物でご確認ください。

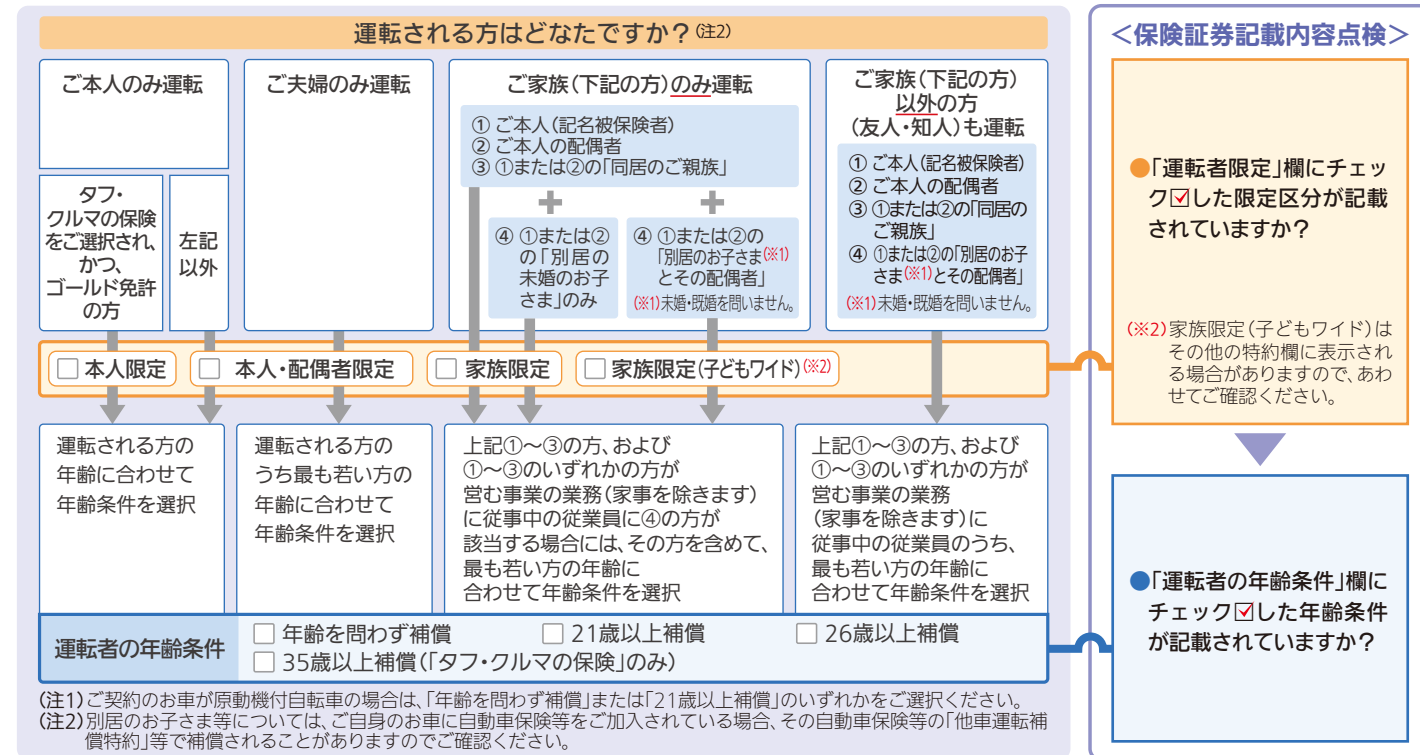
CHECK 3 運転者限定・運転者の年齢条件

運転される方の範囲や年齢条件がご希望どおりとなっているか以下のフローでご確認ください。

(注)ドライバー保険の場合は記名被保険者の方の年齢により「21歳未満」または「21歳以上」のいずれかをご選択ください。

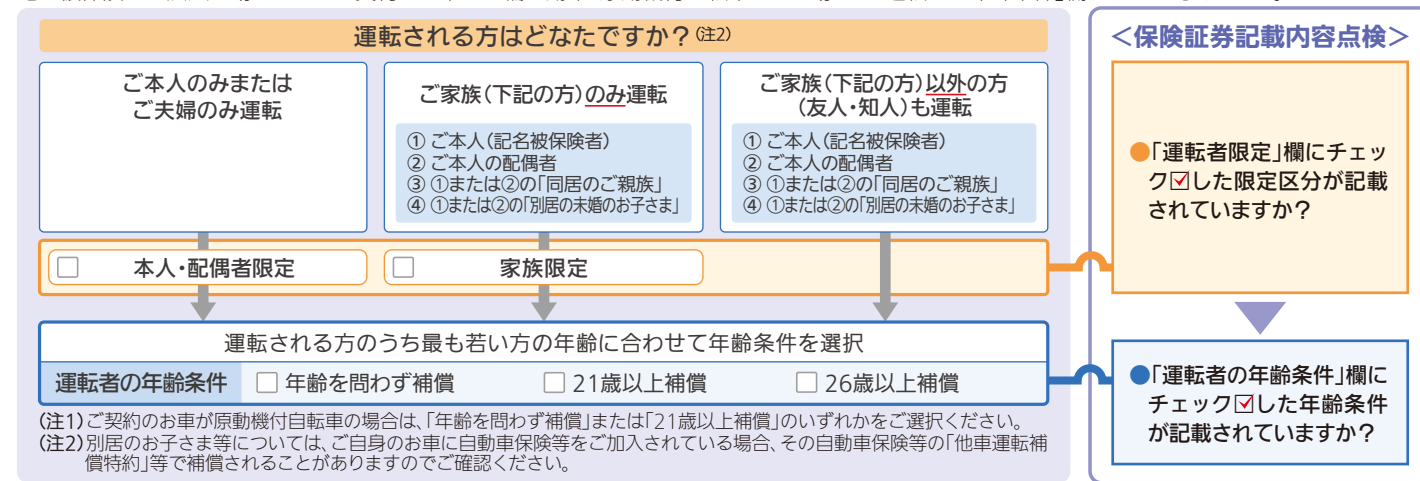
【タフ・クルマの保険、タフシンプル・クルマの保険の場合】

タフシンプル・クルマの保険の場合、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車・原動機付自転車(注1)の場合のみご確認ください。二輪自動車・原動機付自転車(注1)の場合は「運転者の年齢条件」欄のみご確認ください。



【タフビズ事業用自動車総合保険の場合】

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車・原動機付自転車(注1)の場合のみご確認ください。記名被保険者が法人の場合またはご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車(注1)の場合は「運転者の年齢条件」欄のみご確認ください。



CHECK 4 補償内容

特に「車両保険のご契約方式」が重要な項目です。

補償内容がご希望どおりですか？ 特に車両保険のご契約方式についてご確認ください(補償範囲についてはP3をご覧ください)。

車両保険のご契約方式には補償範囲により「一般補償」と「限定補償」があります。

- ・「限定補償」をご選択いただいた場合、「電柱に衝突した等の単独事故」や「あて逃げ」等は補償の対象となりません。
- ・ご契約のお車が二輪自動車や原動機付自転車の場合は、ご契約方式にかかわらず盗難による損害は補償の対象となりません。
- ・「地震・噴火・津波による損害」については、ご契約方式にかかわらず補償の対象となりません(「一般補償」をご選択いただいた場合、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットいただくことで、地震等保険金をお支払いいたします(特約の概要についてはP4をご覧ください))。